

大分県が発注する県営林素材生産事業の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

制定 平成22年 2月 5日

大分県が発注する県営林素材生産事業の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のように定める。

(指名停止)

- 第1 大分県知事（以下「知事」という。）は、有資格業者（県営林素材生産事業入札参加資格審査申請により登録された者）が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事が第1項の指名停止を行ったときは、指名担当者（大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第31条の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名する者をいう。）は、県営林素材生産事業の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

- 第2 知事は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第3 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍とし、当該短期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月）の期間とする。
- (1)別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2)別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合

を除く。)

- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月）まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

- 第4 知事は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
- (1) 談合情報を得た場合又は大分県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号、第6号、該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人をむ。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間
 - (4) 大分県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号

までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

（指名停止の通知）

- 第5 知事は、第1第1項又は第2の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（第1号様式）により、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（第2号様式）により、同第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（第3号様式）により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分県の発注した県営林素材生産事業に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第6 契約担当者（大分県契約事務規則第2条第1号に規定する契約事務担当者をいう。以下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
- 2 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の規定に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

- 第7 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る県営林素材生産事業の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

- 第8 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（委 任）

- 第9 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。